

子ども・ひとり親・県障

医療費助成制度の対象となるお子さまの保護者の皆様へ

学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用する医療費については、医療費助成制度の助成対象となりませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- お子さまが学校管理下での負傷又は疾病により受診し、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を申請する場合は、医療機関に子ども医療費受給者証を提示しないようにしてください。
- 医療機関には、学校管理下での負傷又は疾病であることをお伝えいただくとともに、保険診療の一部負担金である3割（未就学児は2割）相当額をお支払ください。
- この時お支払いいただいた医療費につきましては、学校を通じて、日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。
（自己負担額が1,500円以下の場合は共済の対象外のため償還払いの手続きが必要です。保健福祉課に申請をお願いいたします。）
- 災害共済給付制度の内容につきましては、学校又は日本スポーツ振興センター（TEL：03-5410-9163）へお問い合わせください。

【問い合わせ】 聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）

健康推進係 ☎0254-27-6511

（開庁時間：平日8：30～17：15）